

概括的故意と Willful blindness 原則

——認識の対象とその範囲設定の一助として——(1)

坂 本 学 史

目 次

1. はじめに
2. 「Willful blindness」概念
 - 1) 歴史的な起源
 - 2) Jewell 事件の紹介
 - 3) 模範刑法典のアプローチ
 - 4) 小括（以上、本号）
3. 裁判例の紹介とその分析
4. 認識概念と無謀概念の関係性
5. おわりに

1. は じ め に

不確定的故意のうち、認識の態様において不確定であるのが、未必の故意である。そして、この未必の故意に対して、認識の対象が不確定なものとして、概括的故意と択一的故意があり、さらに、この概括的故意には、我が国において、2種類のものがあるとされてきた。1つは、複数の結果の発生を概括的に認識している場合の故意を言い、たとえば、群衆の中に爆弾を投げ込むような場合には、対象の特定だけでなく、人数の認識すらも必要ではない、つまり、死者の数だけの「殺人の概括的故意」を認めてもよいとするものである⁽¹⁾。そして、もう1つは、いわゆる「ウェーバーの概括的故意」と呼ばれるものである⁽²⁾。本稿は、前者の

意味での概括的故意に焦点を当てるものである。

ところで、この前者の意味での概括的故意については、通常、ほとんど問題は生じないようにも思われる。というのも、故意が認められるためには、少なくとも構成要件該当事実の認識・予見が必要であり、そしてその認識・予見の対象となる事実は、特定されたものだけではなく、「一定」の範囲について概括的なものでもかまわないはずだからである。

-
- (1) 一方で、ここでいう択一的故意とは、いくつかの結果のうちの1つが発生することは確実であるが、どの1つが発生するかが決まっていない場合をいう(浅田和茂『刑法総論(補正版)』(2007)301頁)。もっとも、このような意味で概括的故意と択一的故意とを使い分ける場合と、もう1つの使い分け方として、概括的故意とは、ある範囲のなかのどれかの客体に結果が発生することは確実であるが、そのどれに結果が発生するかは決まっていない場合をいい、択一的故意とは、2つのもののうちのどちらか1つに結果が発生することは確実であるが、そのどちらに結果が発生するかが決まっていない場合をいう場合がある。これら2つの使い方は、行為者が3つ以上のどれでもよいがどれか1つに結果を発生させようと思ったという場合に、行為者には択一的故意があるというのか、それとも概括的故意があるというのか、という点で違いが生じることになるが(齊藤誠二「いわゆる概括的故意をめぐって(上)」警察研究第50巻12号(1979)17-18頁)、前者の意味で概括的故意と択一的故意とを使い分ける方が一般的であるように思われるので、本稿でも前者の方の使い分けを用いることにする。
- (2) 我が国における概括的故意の議論については、この意味での、すなわち「いわゆるウェーバーの概括的故意」を巡る議論がほとんどであり、ここで枚挙を挙げる暇はないが、さしあたり代表的なものとして、齊藤・前掲注(1)15頁以下、中義勝「概括的故意事例についての一考察」(『因藤重光博士古稀祝賀論文集』第2巻)(1984)184頁以下、香川達夫「概括的故意」研修457号(1986)3頁以下、内田文昭「いわゆる『ウェーバーの概括的故意』の意義(上)(下)」警察研究第58巻4号(1987)3頁以下・同58巻5号(1987)3頁以下、山中敬一「行為者自身の第二行為による因果経過への介入と客観的帰属—ウェーバーの概括的故意事例の検討を中心に—」(『福田平=大塚仁博士古稀祝賀・刑事法学の総合的検討(下)』)(1993)247頁以下、葛原力三「所謂ウェーバーの概括的故意について」刑法雑誌33巻4号(1994)643頁以下、などがある。

たとえば、先述の爆弾を群衆の中に投げ込む場合において、「一定」の範囲内に存在する、実際に結果の発生した被害者それぞれに対し、未必の故意があると言えよう。つまり、認識内容が不確定である概括的故意と、認識態様が不確定である未必の故意は、概念的には区別されるけれども、併存することはありうるということであるし、併存することがありうる以上、一定の範囲内に対する故意も認められることも、またありうるということである。

他方で、故意の例外として位置づけられる過失においても、「概括的故意が広く認められていることからして、例えば業務上過失致死罪の成立にとって、およそ人が死ぬという予見が可能であれば足りるとせざるを得ないように思われる⁽³⁾」として、概括的予見ないし予見可能性の存在をその根拠とする説も存在する。たとえば、いわゆる荷台の未知の乗車人落下死亡事件⁽⁴⁾のような場合に、「現実に死亡したまさにその人」の「その死」という高度の具体的予見可能性を要求することも過失犯全般を把握する意味で合理的ではないことからすれば、行為者は自己の行おうとする「当該（過失）行為が類型的に有する危険の範囲内に存する人」の「当該行為の危険の現実としての死」というレベルで、予見可能な対象たる結果を考慮する必要があるということであろう。

もっとも、概括的故意と未必の故意が併存することがありうるから、一定の範囲内につき故意を認めてもかまわないとするのであれば、逆に、併存しえない場合、たとえば、「何かやばい薬物」であることだけを知らされて輸入したところ、それが覚せい剤であったという場合には、一般的に覚せい剤輸入について未必の故意があったとは言えないから、そのような内容の不確定のまま安易に故意の成立を認めることには問題があるように思える⁽⁵⁾し、また、過失における概括的予見の問題と方法の錯

(3) 前田雅英『刑法総論講義第5版』（2011）313-314頁、大谷實『刑法講義総論新版第4版』（2012）186-188頁

(4) 最決平成元年3月14日刑集43巻3号262頁

誤の問題を同列に論じることが、はたして妥当と言えるかについても、⁽⁶⁾なお問題は残されているようにも思われる。

要するに、概括的な故意であれ過失であれ、行為者は結果の生じる範囲をおおよそ特定して「いない」のではなく、漠然とであれ、その範囲を特定して「いる」からこそ、それらは非難の対象とされるはずであろう。⁽⁷⁾それゆえに、換言すれば、概括的故意または過失の非難の根拠となる、特定された「一定」の範囲とは、そもそも一体どのような基準によって決められるのかが問題となるし、それに加えて、概括的故意は認識内容が不確定なものである以上、仮に「一定」の範囲の特定はあったとしても、その特定の範囲内にいる個別の客体との関係で言えば、そもそも、それぞれの客体に対する未必の故意が認められるかどうかはまだ、厳密な意味では確定していないという問題もあることになるはずである。⁽⁸⁾

そこで、本稿では、このような概括的故意の認識内容を巡る問題を解決するための1つの糸口として、アメリカ合衆国における「willful blindness (willful ignorance)⁽⁹⁾」概念に焦点を当てる。「Willful blindness」

(5) 齋野彦弥『刑法総論』(2007) 198頁

(6) 松宮孝明『過失犯論の現代的課題』(2004) 116-119頁

(7) 刑法理論研究会『現代刑法学原論〔総論〕改訂版』(1987) 230頁

(8) 井田良『講義刑法学・総論』(2008) 161頁

(9) この「willful blindness」の発祥の地であるイギリスでは、「willful blindness」と記されることが一般的であるが、本稿で検討対象としているアメリカ合衆国では「willful ignorance」と記されるのが一般的である。したがって、本稿でも「willful ignorance」と記す方が正確であるように思われるが、オリジナルの表現の方が言語的な意味合いからしても分かりやすいように思えるので、本稿ではあえてオリジナルの表現を用いることとした。(See, Robin Charlow, *Willful Ignorance and Criminal Culpability*, 70 TEX. L. REV. 1351 (1992) at 1361.) なお、「willful blindness」と交換可能なフレーズとして、この他にも「deliberate ignorance」や「conscious avoidance」、 「deliberate shutting of the eyes」あるいは「conscious purpose to avoid the truth」などという表現もある。(See, Jonathan L. Marcus, *Model Penal Code Section 2.02 (7) and Willful Blindness*, 102 Yale L. J. 2231 (1993))

概念とは、端的に言えば、問題となっている事実があることの高度な可能性には気付いてはいるが、それを現実に視認しないようわざと目を閉じる (deliberately close his eyes) という場合のことである。そして、通常、アメリカ合衆国の裁判所は、この「willful blindness」の形態において、そのような事実から目を背けた行為者には、メンズ・レア (主観的要件) でいう「認識 (knowledge)」があるものとして扱ってきた⁽¹⁰⁾。すなわち、あることには気付いてはいるけども、それを見ないように目を閉じる、換言すれば、ある一定の範囲に何かあることは分かっているが、それが何であるかは知りたくないためにわざと目を閉じたために、その内容を知らないという場合であっても、現実にその内容を「認識」している場合と同じであるとするのである⁽¹¹⁾。そうであるとすれば、このような意味内容をもつ「willful blindness」は、まさに、一定の範囲内に存在する個別客体への認識内容が不確定な場合である我が国の「概括的故意」とパラレルに位置づけられるように思われるし、そして、この「willful blindness」の形態を「認識」であるとする根拠を明らかにするということは、先述したような未必の故意と概括的故意との関係性を巡る問題点を解決するのに資する視座になりうるようにも思えるのである。

そしてさらに、この根拠を明らかにすることは、思わぬ副産物をもたらすことにもなる。すなわち、アメリカ合衆国の主観的要件たるメンズ・レアにおける「認識」と「無謀 (recklessness)」の区別基準である⁽¹²⁾。先

(10) Robin Charlow, *supra* note (9) at 1353-1354.

(11) See, e. g. Joshua Dressler, UNDERSTANDING CRIMINAL LAW (4th ed. 2006) at 136-137.; Wayne R. LaFare, SUBSTANTIVE CRIMINAL LAW 2d (vol. 1, 2003) at 345.; G. Williams, CRIMINAL LAW: THE GENERAL PART (2d ed. 1961) § 57 at 159.: なお、この willful blindness 概念を巡る学説上の争いについては、本稿第4章であらためて検討することにする。

(12) アメリカ合衆国では、模範刑法典2.02条2項において犯罪の主観的要件(メンズ・レア)につき、「purpose (目的)」、「knowledge (認識)」、「reck-

述したように、「willful blindness」は、主に「認識」に代わるものとして用いられているけれども、歴史的に見ると、刑事事件において、3つの異なる形態で用いられてきたと言いうる。1つ目の形態は、特定の犯罪遂行で必要となるメンズ・レアが認識である際に、陪審員らが現実の認識の推定をする証拠として「willful blindness」が用いられる場合であり、2つ目の形態に、「willful blindness」が認識とは異なる、あるいはそれ以下のメンズ・レア、すなわち無謀や過失のメンズ・レアを満たすために用いられる場合、そして最後の形態として、伝統的な用いられ方である、認識のメンズ・レアを満たすために「willful blindness」を用いる場合である⁽¹³⁾。したがって、このように3つの形態で用いられてきた「willful blindness」につき、本稿において「willful blindness」が3つ目の形態となる根拠、つまり「認識」であるとの根拠を明らかにするということは、逆に言えば、「willful blindness」が「無謀」にはなりえない根拠をも明らかにするということにもなる。

そこで、本稿は、まず次章で、アメリカ合衆国において「willful blindness」概念のリーディングケースとされている Jewell 事件⁽¹⁴⁾を参

lessness（無謀）]、「negligence（過失）」の4種類があることを法文上規定している。そして、これらの関係性は、行為者の主観的な程度の応じ、その中で最も非難の程度が重い「purpose」をその頂点として、「knowledge」「recklessness」]、「negligence」の順に、ヒエラルキー的な構成を採るものとして、アメリカ合衆国では一般的に理解されてきた。したがって、アメリカ合衆国の模範刑法典のほうが、わが国に比べ、行為者の主観面につきより段階的に規定されていることは法文上明らかであり、そしてわが国との対応関係で言えば、「knowledge」と「recklessness」あるいは「recklessness」と「negligence」との区別が、故意と過失の関係性を示すものと言いうるであろう。この点については、拙稿・「Recklessness 概念の一考察(1)―「Recklessnessによる共犯」の視座設定のために―」神戸学院法学第39・40号(2010)359頁以下を参照されたい。

(13) Robin Charlow, *supra* note (9) at 1360.

(14) *United States v. Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

考に、模範刑法典の立場と比較しつつ、「willful blindness」概念の一般的な定義付けを試みることから始めることにする。

2. 「Willful blindness」概念

1) 歴史的な起源

そもそも、willful blindness（意欲して目を背けること）は、1世紀以上前、イギリスのケース・ローにおける直接の視認することを必要とする現実の認識（actual knowledge）の代わりとして、初めて登場した。おそらく willful blindness に関連する一番初めての事件であると言われている Sleep 事件⁽¹⁵⁾で、裁判所は、その商品が英国政府の官給品であると認識していた、またはその事実に対し意欲的に目を瞑ったと陪審員が認定しない限り、被告人は官給品の所持につき有罪とされえないとのルールを作った。そこで、先述したように、イギリスの先例は、「黙認（con-⁽¹⁶⁾nivance）」または「準認識（constructive knowledge）」として「意欲的

(15) *Regina v. Sleep*, 169 Eng. Rep. 1296 (Cr. Cas. Res. 1861)：この事件は、金物屋の Sleep が、政府の財物につき許可なく所持していたことで起訴されたものである。彼は、銅のボルトの入った樽を配達した。そしてその銅のボルトの中に、政府の財物であることを示す、イギリス政府官給品の印が刻印されたものが含まれていたのである (*Id.* at 1296-1297.)。ボルトに特別な印が刻印されているとの認識が有罪にとって必要であり (*Id.* at 1299-1300.)、そして、Sleep が政府官給品の印に気付いていたまたは意欲的に無視したかどうかにつき、争いがあった (*Id.* at 1300-1302.)。本事件では、金物屋には、購入または販売したすべてのボルトが政府のものであったかどうかを確認する特別な積極的な義務はないとした。つまり、金物屋には適法に行為する一般的な義務しかないということである。

(16) Robin Charlow, *supra* note (9) at 1361.：「黙認」または「免許保有者（licensee）」事件に関するイギリス裁判所の判断で「willful blindness」が例示される。「willful blindness」は「黙認」として、賭博事件に関連する初期イギリスの訴追で表れ、そして「黙認」と「willful blindness」はイギリスにおいて交換可能な言葉として用いられるようになった。それらの事件では、宿屋の主人が、1872年のアルコール飲料に関する免許法（the

に目を瞑る」者にある内心状態に言及した。たとえば、宿屋内での賭博への認識を否定する宿屋の主人とその案内人に関連する、19世紀後半のいくつかの事件でも、willful blindness が述べられた。すなわち、それらの裁判所は、被告人が目的的にその認識を得ることを自制したとすれば、現実の認識は有罪宣告にとって必要ではないとしたのである⁽¹⁷⁾。

しかしながら、これらのイギリスの裁判例は、willful blindness 理論に基づき有罪とするために、被告人がその事実に対し持つ必要がある認

Intoxicating Liquors (Licensing) Act of 1872) 違反で、その面前で賭博を行うことを許容すること (suffering) で訴追された。そこでの問題は、「許容」での有罪を肯定するために必要なメンズ・レアに関することで生じた。

したがって、willful blindness (または willful ignorance) はしばしば、真実に対して目を閉じることとして比喩的に記述される一方で、黙認はしばしば、幾分異なるウインク (to wink) として定義される。ウインクする際、一方の目は閉じているが、もう一方の目は開いており、すべてのことを受け入れる。この比喩的な意味でのウインクは、関与した当事者は知らないふりはするけれども、本当はまさに知っているということになる。つまり、この黙認概念において、認識は存在するが、わざと隠されたのである。

- (17) 例えば、Bosley v. Davies 事件 (1 Q. B. D. 84 (1875)) で、裁判所は、起訴された当事者が見たり聞いたりしたとの意味での現実の認識は必要ではないが、何が行われていたかについてその従業員が黙認していたと推測されうる何らかの状況が存在する必要があるとルールづけた (*Id.*, at 88.)。また、Redgate v. Haynes 事件 (1 Q. B. D. 89 (1875)) で、Blackburn 判事は、許容することは過失犯罪や厳格責任犯罪 (strict liability offense) を作りださないが、宿屋の主人が目的的に、賭博が行われているかどうかを確認することを止めた、換言すれば、黙認したならば、責任があると十分になるであろうと理由付け (*Id.*, at 94.)、また Lush 判事は、賭博行為に対する現実の認識が証明されるべきということは必要ではないし、宿屋の女主人の側のまたは起訴された者の黙認で十分であるとした (*Id.*, at 96.)。さらに、Somerset v. Hart 事件 (12 Q. B. D. 360 (1884)) で、裁判所は、男主人の側の黙認というようなことがあったと証明される必要があることがあったとの現実的な認識が何らなかったとされる場合、知りえたが目的的に知ることを止めたとルールづけた (*Id.*, at 364.)。

概括的故意と Willful blindness 原則

識の程度に関して明らかにしてはいない。いくつかの判断において、被告人が認識を回避するために違法な行為に対する疑念 (suspicion) を追求しそこなうことは、willful blindness と考慮されるであろうとしてきたし、また別の判断においては、犯罪活動が被告人にとって明らかであるとの証拠が示された場合にのみ、そのような証拠が、被告人の無視がまさに見え透いた言い訳になることを示すが故に、被告人の無視が有責的⁽¹⁸⁾になるとしてきた。

では、アメリカ合衆国ではこの willful blindness に関連する事例につき、どのように処理してきたのであろうか。特定の制定法において、刑事責任は、被告人が認識 (knowledge) というメンズ・レアをもって行為することを必要とする犯罪 (たとえば、販売する意図による規制薬物の認識ある所持という犯罪) の場合、実際に、すべてのアメリカ合衆国の裁判所は、代替的に「willful blindness」または「deliberate ignorance (意図的な無知)」として記述する精神状態で、認識要件を満たすに十分であるとしてきた⁽¹⁹⁾。その意味でも、このような精神状態をもった被告人が、認識ある行為で責任があると判断されるかどうか、あるいは、どのような内心状態があれば責任があるとされるのかは、結局、willful blindness 概念の定義の如何に収斂することになるのである。

そこで、次節では、willful blindness 原則のリーディングケースとしてアメリカ合衆国で位置づけられている Jewell 事件⁽²⁰⁾をまず概観することで、willful blindness 原則の概念上の射程およびその問題点を確認することにする。

(18) See, Robin Charlow, *supra* note (9) at 1361-1365.

(19) アメリカ合衆国における Willful blindness 原則に関連する裁判例およびその状況については、本稿第3章を参照されたい。

(20) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

2) Jewell 事件⁽²¹⁾の紹介

①事実の概要

Jewell は、メキシコ合州国（ティファナ）からアメリカ合州国（ロスアンゼルス）まで、トランクと後部座席との間に110ポンドのマリファナが隠された車を運転した後に逮捕され、マリファナを密輸入したことで有罪となった。

禁止薬物の輸入罪は、禁止薬物の存在についての認識を必要とし、⁽²²⁾

(21) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

(22) 以下に、本事件の訴因となった2つの犯罪である、禁止薬物輸入罪 (21 U. S. C. S § 952 (a), 960 (a) (1)) および同所持罪 (21 U. S. C. § 841 (a) (1)) の原文および日本語訳を付しておく。なお、以下の日本語訳については、筆者による試訳である。

* 21 USCS § 952

§ 925. Importation of controlled substances

(a) It shall be unlawful to import into the customs territory of the United States from any place outside thereof (but within the United States), or to import into the United States from any place outside thereof, any controlled substance...

< 試訳 >

禁止薬物の輸入

(a) (アメリカ合衆国内を除く) アメリカ合州国外からアメリカ合州国の関税区内に、または、アメリカ合州国内に禁止薬物を輸入することは違法である。

* 21 USCS § 960

§ 960. Prohibited acts A

(a) Unlawful acts. Any person who

(1) knowingly or intentionally imports or exports a controlled substance, ...shall be punished...

< 試訳 >

禁止行為

(a) 認識してまたは意図的に...禁止薬物を輸出入した者は...罰せられる。

概括的故意と Willful blindness 原則

Jewell は、その車の中にマリファナがあるとは知らなかったと証言した。Jewell が陪審員らに説明した話は、自分が逮捕される一週間前、楽しく過ごすためにお金を得ようと自分の車を100ドルで売ったところから始まる。そして、売ったお金（100ドル）を使ってレンタカーを借り、友人と一緒に2人で、メキシコにドライブに行った。メキシコ合州国のティファナのとあるバーで、Ray と名乗る見知らぬ男が、Jewell と友人に近づき、マリファナを売ろうかと言ってきた。それを断ると、Ray は、100ドルあげるから、ある車をロスアンゼルスまで運転して帰ってほしいと頼んだ。Jewell の友人は、何かおかしいと思い（自分は）運転を拒んだが、Jewell はその提案を受け入れた、と証言した。⁽²³⁾そこで、Jewell が Ray に頼まれた車を一人で運転し、そして Jewell の友人が、2人がメキシコまで乗ってきたレンタカーを運転して、ロスアンゼルスに帰った。Jewell は、Ray が車の登録してある住所に車を置いてくるように指示したと証言し、その住所に住んでいる者は、1年より前にその車を売った後、（その車を）見ていないと証言した。⁽²⁴⁾

麻薬取締局（Drug Enforcement Administration）の取締官は、Jewell が、車の中に何らかの違法な物がおそらくあると思っていたが、車を運

*21 USCS § 841

§ 841. Prohibited acts A

(a) Unlawful acts. it shall be unlawful for any person knowingly or intentionally

(1) to manufacture, distribute, or dispense, or possess with intent to manufacture, distribute, or dispense, a controlled substance

< 試訳 >

禁止行為

(a) ある者が認識してまたは意図的に (1) 禁止薬物を製造する、頒布する、または販売する意図をもって、製造する、頒布する、販売する、または所持することは違法である。

(23) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976) at 699.

(24) *Id.*

転する前に、グローブボックス内や前席の下、あるいはトランク内を見て調べたと述べ、そして、(Jewell は) 自分が何も発見しなかったので、税関国境警備局の職員らも何も発見しないであろうと思っていたと述べたとも証言した。⁽²⁵⁾ 税関国境警備局の職員は、トランクを開け、仕切りを見て、いつからその仕切りがあったのかを Jewell に尋ねたら、Jewell は車を手に入れた時からあったと答えたと言明した。⁽²⁶⁾ 公判で、トランクを開けた時に特別な仕切りを見たかどうかにつき Jewell に尋ねた際、Jewell は、空洞があるのは見たが、それが何であったか知らなかったし、さらに調べもしなかったと答えた。⁽²⁷⁾

②裁判所のアプローチ

i) 多数意見 (Browning 判事)⁽²⁸⁾

第9巡回区裁判所は、「認識して (knowingly)」が「積極的な認識 (positive knowledge)」であるとする、そのような解釈は、「willful blindnessを抗弁とすることになる」がゆえに、「積極的な認識」と「認識することで」は同等と扱われるべきではないとした。したがって、被告人 Jewell は、(1) 認識してまたは意図的に禁止薬物を輸入したこと (21 U. S. C. § 952 (a), 960 (a) (1)) と、(2) 流通させる意図をもって、認識してまたは意図的に禁止薬物を所持していたこと (21 U. S. C. § 841 (a) (1)) の2つの訴因での有罪を肯定した。⁽²⁹⁾

被告人は、有罪となるためには、被告人自身がマリファナを所持していたことを認識する必要があると主張する。⁽³⁰⁾ しかし、裁判所は、陪審員

(25) *Id.*

(26) *Id.*

(27) *Id.*

(28) *Id.*, at 698.

(29) *Id.*, at 698-699.

(30) *Id.*, at 699.

らに、「認識して」とは、自発的に (voluntarily) あるいは意図的に (intentionally) を意味し、偶然性や錯誤によるものではないと説示した上で、次のように述べた。すなわち、「訴追側は、被告人が認識して、アメリカ合州国内にマリファナを持ち込み (21 U.S.C. § 952 (a), 960 (a)(1)), そして認識して、マリファナを所持していた (21 U.S.C. § 841 (a)(1)) と合理的な疑いを越える程度で証明する必要がある⁽³¹⁾」。つまり、被告人が、アメリカ合衆国に入国した際に、運転していた車の中にマリファナがあったということに実際に気づいていなかったとしたら、その点に関する無知が唯一あるいは完全に、真実を知ることを避けるために意識的な目的をもって、車の中にあったその物を無視するための意識的な目的を創出した結果であったと合理的な疑いを越えて証明することで、訴追側は⁽³²⁾ 挙証責任を達成しうることになるのである。

「認識して」についての被告人側の狭義の解釈は、「アメリカ合州国における薬物乱用の増加する脅威」をより効果的に扱うための薬物規制法 (the Drug Control Act) の一般目的と合致しない。この文言が積極的な認識要件を導くとの立場は、willful blindness を抗弁とすることになろう。そして、そうであるならば、薬物を売買する者がそれを最大限に生かすことにつき疑いの余地はない。これは、たとえば、被告人が運転するまたは乗客として乗っている車の中にある、あるいは、持っているスーツケースや荷物の中にある、または、服に隠された小袋の中にある禁止薬物の存在に対する積極的な認識の意識的な回避に関する数多く⁽³³⁾ の裁判所の判断からも明らかである。

そのような場合に、事実認定者が積極的な認識を推認しうると述べることは何ら答えになっていない。薬物取引の本質である運搬役を行う多くの者が真に、運搬した積荷につき何ら積極的な認識がなかったと証言

(31) *Id.*, at 699-700.

(32) *Id.*, at 700.

(33) *Id.*, at 703.

するということは十分にありうる。これまでの裁判所の判断によると、そのような者らは、事実認定者が証人の信用性の評価において誤りがあ
る、または、意図的に法を無視する場合にのみ、有罪となるであろう。⁽³⁴⁾

「Deliberate ignorance」の説示は、陪審員が、被告人には制定法が要求する認識があったと認定することなしに、有罪とすることを許容するとの立場にある問題を回避する。そのような立場は、制定法が積極的な認識を要求することを前提とする。⁽³⁵⁾しかし、問題は、制定法における「認識して」との文言の意味である。それが積極的な認識を意味するのであれば、もちろん、問題はないであろう。しかしながら、「認識して」が、被告人は問題となる事実には高度な蓋然性があると気付いているが、意識的にその教示を回避するとの内心状態を包含するとすれば、当該制定法はそのような証明により満たされる。⁽³⁶⁾

違反はしたが、当該制定法の制裁を回避するための計算高い努力を網羅する必要がある限りで、要求される内心状態が積極的な認識とは異なると強調する価値がある。裁判所は適切に、被告人が実際に認識していたとほぼ確実に言われうる場合にのみ、「deliberate ignorance」と判断するのである。⁽³⁷⁾この場合に、説示の言葉において、訴追側は、被告人が実際に気づいていなかったとしたら、その点での被告人の無知は、唯一かつ完全に、真実を知ることを避けるための意識的な目的の結果であったと、合理的な疑いを越えて証明する必要がある。⁽³⁸⁾

(34) *Id.*

(35) *Id.*

(36) *Id.*, at 703-704.

(37) G. Williams, *supra* note (11), at 159

(38) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976) at 704.

ii) 少数意見 (Kennedy 判事)⁽³⁹⁾

ここで生じた唯一の問題は、陪審員への説示が破棄事由となる誤りを構成することになるかどうかである。⁽⁴⁰⁾

はじめに、「真実を知ることを回避するための意識的な目的」の説示は、本来的に、付加的なメンズ・レア要件である（禁止薬物を）流通させる意図と合致しないということには議論の余地がある。所持していると認識している場合を除き、被告人が禁止薬物を流通させようと特別に意図しうると説明することは困難である。とにかく、我々は、この場合に意識的な目的の説示を支持しない。というのも、独自に必要とされた故意 (scienter) を満たしていないからである。⁽⁴¹⁾

多数意見は、意識的な目的という説示を、主にイギリスの学者により認められた「willful blindness」原則の適用として正当化する。しかし、willful blindness 原則に問題がないわけではない。まず1つ目に、認識を得るとの心象的な意味に対する偏見がある。我々は、事実を、直接の印象や状況証拠からの推論から認識しうるが、それにもかかわらず、そのような認識は「現実のもの (actual)」である。より言えば、心象的な感覚たる印象は常に、完全な確実性を与えない。⁽⁴²⁾

また別の問題として、イギリスの学者は、willful blindness という内心状態を「現実の」認識とは別ものであるが、同等の有責性があるものとして考慮するように思えるということがある。ところが、制定法が特別に犯罪の要素として認識を必要とする場合に、ある別の内心状態との置換は、たとえ裁判所が、両方とも同等の非難可能性があると考えたとしても、正当化されえないのである。⁽⁴³⁾

(39) *Id.*, at 705.

(40) *Id.*

(41) *Id.*

(42) *Id.*

(43) *Id.*, at 706.

そして、最後に、willful blindness 原則はその範囲が不明確である。事実の存在を無視する無謀が、willful blindness または何らかの軽減された有責性を構成するかどうかにつき、争いがある。いくつかの場合に、制定法の故意要件は、自分自身に知らせる務めを単純にしそこなう者に帰属する準認識により満たされると判断してきた。そこには、解決の手がかりとして、合理的な人間を基礎とする客観的テストを用いるか、または被告人の主観的な確知を考慮するかどうかについての問題もある。⁽⁴⁴⁾

模範刑法典の定義からすると、⁽⁴⁵⁾「意識的な目的」の陪審説示は、以下の3つの欠点がある。まず、Jewell は禁止薬物が車の中にあるとの高度な蓋然性に気づいていたとの要件に言及しそこなう。その真実の高度な蓋然性を示す事実につき気付いている場合を除き、⁽⁴⁶⁾「真実を知ることを回避するための意識的な目的」を形成することは有責的ではない。たとえば、メキシコでの休暇中に、(自分の)母親から贈り物用に包装された包みを渡された子供は、中に何が入っているか知ることなしに、家に持ち帰るための意識的な目的を形成しうる。その包みには禁止薬物が入っているとの高度な蓋然性に気付いている場合を除き、その内心状態は完全に無辜である。したがって、意識的な目的の説示は、その真実の高度な蓋然性に気付いているとの要件と一体となる場合にのみ、適切となる。⁽⁴⁷⁾

説示における第2の欠点は、車の中に禁止薬物がなかったと実際に信じていた場合に、Jewell は有罪とされえないと陪審員に注意喚起しなかったということである。主観的な確知が決定要因であるとする誤りは、陪審員が認識という客観的な理論、すなわち、合理的な人間が車を調べ、車の中に隠された物を発見するとの理論に基づき有罪とすることを許容

(44) *Id.*

(45) MODEL PENAL CODE § 2.02 (7)

(46) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976) at 707.

(47) *Id.*

⁽⁴⁸⁾
する。

最後に、陪審説示は明らかに、たとえ車に禁止薬物があつたということに無知であつたと認定された、または、「実際に気づいていなかった」としても、Jewell は有罪とされうるとする。これは受け入れ難い。というのも、真の無知は、たとえどんなに不合理であっても、制定法が認識を必要とする場合には、刑事責任の根拠を与えないのである。⁽⁴⁹⁾

3) 模範刑法典のアプローチ

では、模範刑法典はこの willful blindness 原則に対して、どのような立場をとっているのであろうか。この点につき、模範刑法典のコメンタリーによると、模範刑法典2.02条(7)項は、同条(2)項(b)号で規定する認識の細目として位置づけられるとした上で、被告人が「重要な事実の高度な蓋然性に気づいてはいるが、それが存在するかどうかにつき確定していない」という、「willful blindness」の事例を扱うために企図された⁽⁵¹⁾と説明する。

そこで、まず以下に、模範刑法典2.02条(2)項(b)号および同条(7)項を記しておく。

模範刑法典2.02条(2)項(b)⁽⁵²⁾号：Knowingly

次に定める場合には、犯罪の基礎的要件に関し、故意に(know-

(48) *Id.*

(49) *Id.*

(50) American Law Institute, Comment to § 2.02, at 248.

(51) *Id.*

(52) MODEL PENAL CODE § 2.02 (2) (b) : 以下に原文を付しておく。なお、日本語訳は、法務省刑事局作成の「刑事基本法令改正資料第8号『アメリカ法律協会 模範刑法典』(1964)によつた。

§ 2.02(b) Knowingly.

ingly) 行為したものとする。

(i) 犯罪の基礎的要件として特定の行為又は付随的事情が規定されている場合において、行為者がその行為の性質又は事情の存在を知って行為し、かつ、

(ii) 犯罪の基礎的要件として行為の結果が規定されている場合には、行為者が自己の行為によってその結果の生ずべきことを十分に意識していたとき。

同条(7)項⁽⁵³⁾：高度の蓋然性の認識

犯罪の成立に関し、特定の事実の存在を認識することが必要とされている場合において、その事実の存在に関する高度の蓋然性を認識していた者は、現実にその不存在を信じていた場合を除き、事実の認識があったものとする。

このように、模範刑法典では、まず2.02条(2)項(b)号で、一般的

A person acts knowingly with respect to a material element of an offense when:

(i) if the element involves the nature of his conduct or the attendant circumstances, he is aware that his conduct is of that nature or that such circumstances exist; and

(ii) if the element involves a result of his conduct, he is aware that it is practically certain that his conduct will cause such a result.

(53) MODEL PENAL CODE § 2.02 (7)：以下に原文を付しておく。なお、日本語訳については、法務省刑事局・前掲注(3)によった。

§ 2.02(7) Requirement of Knowledge Satisfied by Knowledge of High Probability.

When knowledge of the existence of a particular fact is an element of an offense, such knowledge is established if a person is aware of a high probability of its existence, unless he actually believes that it does not exist.

に「被告人の行為がその性質があると気付いている」ということを必要とする「被告人の行為の性質」への「認識」を定義する。⁽⁵⁴⁾ その一方で、同条(7)項では、「特定の事実の存在への『認識』」は、「実際に存在しないと確知する場合を除き、その存在の高度な蓋然性に気づいていれば」立証される⁽⁵⁵⁾とも規定する。

ところで、模範刑法典コメンタリーによると、先述したように、2.02条(2)項(b)号の認識の項目として同条(7)項を位置づけることになる⁽⁵⁶⁾とする。まず、同コメンタリーによると、同条(7)項は、イギリスの学者が「willful blindness」や「黙認」と名付けた状況、すなわち、重要な事実の蓋然的な存在につき気付いているが、存在するかどうか判断しない行為者の事例を扱う。そのような事例が、無謀または認識ある行為のいずれかとして考慮されるべきかどうかは微妙ではあるが、重要な問題を示すとするのである。⁽⁵⁷⁾

そして、本規定は、関連することが必然的に行為時の将来の問題となる、被告人の行為の結果となる場合ではなく、既存の事実の問題である場合に、認識して行為することの1つとして考慮されうる事例を前提とするとする。つまり、その立場は、責任が「認識して」行為することに依拠する、刑事立法の一般的な方針となると考えられたものに影響するのである。既存の事実に対する「認識」という推定は通常、被告人が、確知と反対の、率直さ(honest)を立証しない限り、その存在の高度な蓋然性に気付いているとの証明から得られる。⁽⁵⁸⁾ 同条(7)項は、この通

(54) American Law Institute, Comment to § 2.02, at 248.

(55) *Id.*

(56) *Id.*

(57) *Id.*

(58) *Id.* : この点につき、模範刑法典の原案では、元々、存在する事実の「相当な(substantial)蓋然性」があることを要求していただけであった。(See, Model Penal Code Tentative Draft No. 4 at 14.) これは、「相当な」という文言は、蓋然性の十分な程度を含意しないとの立場から、「高度の

常の結論を強固にし、その問題が陪審員に示される文言を明らかにする⁽⁵⁹⁾のである。

以上のことからすると、同条(7)項は、明らかに willful blindness に対してのみ適用されると言えるであろう。というのも、ある事実につき高度な蓋然性があると確知しただけの被告人は、真の認識の欠落が willful blindness となるはずであった場合を除き、事実を認識しているとは言われないからである。

3) 小活

では、そもそも Jewell 事件⁽⁶⁰⁾で、どのようなものが、被告人にあった willful blindness という精神状態であったと言えるのであろうか。

すでに述べたように、イギリスにおける状況と同様、アメリカ合衆国においても、この状態に付けられた名前だけでなく、その中身についても完全に一致しているわけではない。そこで、ここでは「willful blindness」概念を統一的に説明するために用いられるべき方法を確認することから始めることにする。まず一般的に馴染み深い、法律的でない用法をもつ法律用語は、日常用語における意味として解釈されるべきである⁽⁶¹⁾ことは言うまでもない。しかし、認識や確知というような、一般的に刑法で用いられている内心状態とは異なり、willful blindness 概念はさらに日常会話と全く類似性のない、法的に見ても、より一層技巧的な言葉であることは明らかである。したがって、willful blindness 概念は、日

(high) 蓋然性に変更され、そして、非難形態としての認識と無謀との区別が微妙にもなったのである。(Id. n42)

(59) *Id.*

(60) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

(61) *See supra* note (9): *See*, Robin Charlow, *supra* note (9) at 1367-1368.

(62) Douglas N. Husak & Craig A. Callender, *Willful Ignorance, Knowledge, and the Equal Culpability Thesis: A Study of the Deeper Significance of the Principal of Legality*, 1994 Wis. L. Rev29 (1994) at 35.

常用語の意味で解釈されるべきではないということになる。つまり、willful blindness はそれ自体極めてまれな存在であり、まさに法的な文脈の外側に位置づけられることになる。それゆえに、意味論的な分析方法は、Jewell 事件⁽⁶³⁾に関連する内心状態を確認するためには役立たないことになる⁽⁶⁴⁾。

では、どのような分析方法が willful blindness 概念の統一的な説明にとって望ましいと言えるのであろうか。望ましい出発点は、なぜ willful blindness 概念を作る必要があったのか、その言葉の目的を確認することである。そして、この目的が確認されれば、いずれかの willful blindness 概念が、競合する willful blindness の定義に優るものとなるはずである。つまり、単純に言えば、もっともその目的に適う willful blindness 概念が、その中で最適なものとなる⁽⁶⁵⁾ということである。

では、willful blindness 概念の本来の目的は何であるかということになるが、その目的は明らかである。つまり、この概念は、Jewell 事件⁽⁶⁶⁾のような事件で判断された、有責的な内心状態を記述するために、裁判所によって作り出されたのである。そこでの裁判所の目的は、真の認識を欠く被告人を、認識をもって行為したことで有罪とすることであり、これは模範刑法典が作成される際の趣旨でもあった⁽⁶⁷⁾。そして、この目的は、認識の一種として内心状態を記述すること、あるいは、認識の一種ではないが、認識と道徳的に同等であるともっともらしく解釈されうる内心状態を記述することのいずれかで、達成されうることになるのである⁽⁶⁸⁾。

(63) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

(64) Husak & Callender, *supra* note (62) at 35.

(65) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976) at 703.

(66) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

(67) Model Penal Code Tentative Draft No. 4 (comments) at 130.

(68) Husak & Callender, *supra* note (62) at 35-36.: もちろん、Jewell 事件 (532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)) と同種の事件で判断された有責的な内心状態を適切に記述するとの willful blindness 概念も、この目的を問題なく

もっとも、この本来の目的に適った willful blindness を想定すると、先述の模範刑法典規定には、問題が生じることになるように思われる。⁽⁶⁹⁾⁽⁷⁰⁾ そもそも、被告人が willful blindness であると思われるすべての事例が、「特定の事実の存在」についての「高度な蓋然性に気付いている」というわけではない。⁽⁷¹⁾ より言えば、模範刑法典により、行為者が「存在しな

達成しようということではない。

(69) MODEL PENAL CODE § 2.02(7)

(70) Husak & Callender, *supra* note (62) at 37.

(71) G. Williams, TEXTBOOK OF CRIMINAL LAW (3d ed. By Dennis J. Baker 2012) at 145.:たとえば、ある外国人がこれからアメリカに帰国する2人のアメリカ人旅行者に近づき、どちらかがアメリカにいる関係者にあるスーツケースを運んでくれたら100ドル払うと提案する。その旅行者らがスーツケースの中身について尋ねると、その外国人が「あなたが知る必要はない」と答えた。両旅行者らは誘惑に駆られたが、その行為が違法になるのではと恐れのために、その申し出を断った。そこで、その外国人は彼らを丸め込もうとその提案を修正し、2つのスーツケースを運んでくれたら、それぞれに100ドル支払うと提案し、さらに(どちらかは特定していないが)2つのスーツケースの内、1つは空であると保障する。両旅行者はその修正案を受け入れた。そして、両旅行者が税関職員に止められ、スーツケースを開けられ、一方のスーツケースに違法薬物が入っているのを発見される。その薬物が入っているスーツケースを持っていた旅行者は、規制薬物の認識ある所持を禁止する制定法により、有罪とされうるのであろうか。(Husak & Callender, *supra* note (62) at 37.)

どちらか一方の旅行者がその外国人の当初の申し出を受け入れていれば、その内心状態は willful blindness の実例となる。しかしながら、そのように修正案を受け入れて逮捕された旅行者の内心状態につきどのように言えるのかとの問は、その旅行者の内心状態を willful blindness として分類することが、willful blindness 概念が作られた目的を達成するのに役立つかどうかを問うことで、答えられる必要がある。しかし、これを基準にすると、その問は肯定的に答えられるように思える。本来の申し出で、旅行者が、認識して行為することを必要とする制定法に違反することで有罪となるとする者は、その申し出が修正された場合でも、その立場を変えることはないであろう。たとえ後者の旅行者が、規制薬物の運搬につき高度な蓋然性があると確知していないとしても、両方の場合において、両旅行者が

いと実際に信じる」との重要な事実につき willful blindness にはなりえないとすることが正しい⁽⁷²⁾ということは、なお明らかではないのである。たとえば、willful blindness であるように思われる行為者が、50%未満のものとして、「自分のスーツケースに違法な薬物が入っている」というような所与の前提に対する真実性の確率 (probable) を評価していたとする。それを3人の旅行者に関連するものに変え、その内2人のスーツケースが空であると分かっていたとしてみる。その際、それぞれの旅行者は実際に、自分のスーツケースには違法な薬物が入っていたとは信じていなかったとする。しかし、この事実は、どの旅行者も willful blindness になりえないようにするようには思えない⁽⁷³⁾。

ある前提に対する真実性の確率評価は、その行為者が willful blindness であるかどうかの判断にとって本質的であるとは思えない。つまり、重要な事実の存在の確知でさえ、willful blindness という出来事の本質的な要素ではないのである。自分のスーツケースに違法な薬物が入っているということにつき willful blindness とするために、その行為者が実際に、違法な薬物が入っていることにつき信じている必要がないとすれば、あるいは、実際に、違法な薬物が入っていることにつき信じえないとすれば、どの内心状態が要求されることになるのであろうか。先の事例では、旅行者全員に、スーツケースの違法な中身につき疑念 (suspicion) がある、あるいは、疑うに十分な理由があるために、3人全員が willful blindness であるように思える⁽⁷⁵⁾。この結論は、確知と確率との

willful blindness であると結論づけることは、よりもっともらしいように思える。したがって、willful blindness についての模範刑法典の「高度な蓋然性」は否定される必要があるのである。(Husak & Callender, *supra* note (62) at 37-38.)

(72) Husak & Callender, *supra* note (62) at 38.

(73) *Id.*

(74) *Id.*, at 39.

(75) *See supra* note (18)

間の潜在的に複雑な関係性が、willful blindnessの分析とあまり関係がない⁽⁷⁶⁾ということを示すことにもなる。

そして、この疑念あるいは十分な疑いは、なぜある事例がwillful blindness事例となるのかにつき説明することにもなる。たとえば、Jewell事件判決の少数意見でKennedy判事が示した「メキシコでの休暇中に、(自分の)母親から贈り物用に包装された包みを渡され」中に何が入っているか知ることなしに、家に持ち帰るための意識的な目的⁽⁷⁷⁾をもつ子供という事例は、willful blindnessの例ではないということになる。というのも、その子供が関連する確知を欠いているからではなく、関連する疑念を欠いているからである。ところが、Kennedy判事は、この自分の例から誤った結論を導くことになる。Kennedy判事は、この子供の「内心状態」が、「その包みが禁止薬物を含んでいるとの高度な蓋然性に気付いていない限り、完全に無辜である」と誤って推論するのである⁽⁷⁸⁾。しかし、自己の行為が犯罪であるとの高度な蓋然性を信じない行為者の内心状態は、「完全に無辜」となる必要はない。その代わりに、行為者の内心状態は、自己の行為が違法であるとの疑念あるいは疑うに十分な理由があれば、無辜というよりも、むしろ有責的であろう。その有責性は、疑念がなくなるにつれて減少するが、完全に疑念がなくなるまで、完全な無辜にはならないはずである⁽⁷⁹⁾。

もっとも、willful blindnessは、単なる疑念とは区別されなければならないはずである。そうであるとすれば、以下に示す3つの非内心的な条件が、「willful blindnessな行為者」と「単なる疑いをもつ行為者」とを区別する基準になるように思われる⁽⁸⁰⁾。1つは、根拠のある疑念(war-

(76) Husak & Callender, *supra* note (62) at 39.

(77) Jewell, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976) at 707. (Kennedy J., dissenting)

(78) Husak & Callender, *supra* note (62) at 39.

(79) *Id.*

(80) *Id.*

ranted suspicion) 条件である。willful blindness は、パラノイアやその他の妄想病にある者の不相当な疑念にまで拡張されるべきではない。したがって、その疑念につき十分に客観的な合理的なものに制限される必要がある。なので、観念的に、willful blindness な行為者は、証拠が疑念を要求しているために、疑念があるとされることになる⁽⁸¹⁾。

次に、有用性 (availability) 条件がある。多くの willful blindness の潜在的な事例で、自分が willful blindness であるとの前提に対する真実性への行為者の判断には、膨大な量の関連する情報が存在するはずである。したがってその行為者に自己の行為の重要性に関する真実を知る方法がある、あるいはその方法に気付いているとすれば、これらの疑念に基づき行為しなかったことは、willful blindness の明確な徴表となる。おそらく、ほとんどの場合において、willful blindness な行為者は、そのような状況で正直者であれば考慮するすべての証拠を考慮または評価しないはずである。典型的に言えば、willful blindness な行為者は、事実を発見するために信頼しうる簡単で一般的な方法を欲しないのである。つまり、willful blindness な行為者は単純に、真実を知るための信頼を置けない、時間のかかる例外的な方法を求めるということである。逆に言えば、膨大な量の事実は、真実を知りたい正直者らにとっては、有用になるはずであろう⁽⁸²⁾。

そして最後に、動機 (motivational) 条件がある。willful blindness な行為者には、真実に気付かないままにしたいとの動機があるはずである。すなわち、そのような行為者は意識的に、感知した出来事における非難または責任から逃れるための可能な限りの防衛策を持つことを企てるはずである。つまり、さらなる情報を入手しないことは、単なる怠惰や愚行または好奇心の欠落とはなりえないのである⁽⁸³⁾。

(81) *Id.*, at 40.

(82) *Id.*

(83) *Id.*

少なくともこれら3つの条件は、おそらく、willful blindnessと両立しない結果を排除することになるはずである。すなわち、根拠のある疑念条件が肯定されれば、自分のスーツケースの中に違法薬物があるということに対する極端に低い程度の確信しかない者や勘違いした者でも、違法薬物があるということにつき willful blindness と判断されるであろうし、有用性条件が肯定されれば、違法薬物があるとの真実を知る方法がない者でも、その事実につき willful blindness と判断されるであろう。そして動機条件が肯定されれば、単なる怠惰や愚行または好奇心がないために、自分のスーツケースの中に違法薬物があることの疑念に基づき行為しない者も、その事実につき willful blindness と判断されるであろう。したがって、各条件は、⁽⁸⁴⁾ 妥当な willful blindness 概念にとってカギとなるのである。

要するに、自分のスーツケースの中に違法薬物があるということが真実であるとの疑念を持ち、それが真実であると考えるに十分な理由があるのに、違法薬物があるとの真実を知ることを可能にする信頼しうる簡単で一般的な方法を求めず、そして、気付いた出来事において非難や責任を回避するために、違法薬物があるということに無知のままにしておくことを意識的に企てる場合、そのような者は、自分のスーツケースの中に違法薬物があるという犯罪を構成することになる事実につき willful blindness となるということである。⁽⁸⁵⁾

以上のことからすると、⁽⁸⁶⁾ Jewell 事件の被告人 Jewell には、おそらく、車のトランクの違法な物に関して根拠のある疑念があるし、容易に真実を知るための有用な方法を手に入れるけれども、逮捕された場合に責任を回避可能にするための防御策を持ちたいために、無知のままにしているということになる。⁽⁸⁷⁾ そして、willful blindness に対するこのような説明

(84) *Id.*, at 40-41.

(85) *Id.*, at 41.

(86) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

概括的故意と Willful blindness 原則

は、Jewell 事件⁽⁸⁸⁾のような事例で認定される有責的な内心状態を特定するために擁護可能なものとなるだろうし、そして、その意味では、この様な状態にある者の内心状態が、認識の一種または認識と道徳的に同等なもの⁽⁸⁹⁾のいずれかになるとして、一般的にアメリカ合衆国の裁判所が判断してきたことはもっともなことであったとも言えるのである。

(87) Husak & Callender, *supra* note (62) at 41.

(88) *Jewell*, 532 F. 2d 697 (9th Cir. 1976)

(89) Husak & Callender, *supra* note (62) at 41.: この点については、次章の裁判例を分析する中で、検討することにする。